

（午前9時30分 開議）

○議長（中本正人君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は20人で全員であります。

○議長（中本正人君）これより本日の会議を開きます。

○議長（中本正人君）この際、報告いたします。

議会運営委員会委員長岡君から、平成28年6月13日付をもって議案1件が、議員石橋君ほか19人から、6月30日付をもって議案1件がそれぞれ提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中本正人君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において4番 今城君、10番 森下君の2人を指名いたします。

この際、お諮りいたします。

12番 堀内君から、6月23日の本会議中、承認第6号の質疑における発言について、会議規則第65条の規定により、その一部を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消し申し出を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。
よって、堀内君からの発言の取り消し申し

出を許可することに決しました。

日程第2 議案第6号 市道路線の認定について

○議長（中本正人君）日程第2 議案第6号市道路線の認定についてを議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 17番 井上君。

〔17番（井上勝彦君）登壇〕

○17番（井上勝彦君）皆さん、おはようございます。

それでは、経済建設委員会に付託されました案件をご報告させていただきます。

去る6月23日の本会議において、本委員会に付託された議案第6号 市道路線の認定についてを審査するため、6月27日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記。

議案第6号は、昭和56年以前に施工された農業用道路を向副東西1号線として市道認定するものと、昭和57年から58年に市単独事業により整備され、昭和60年に新農業構造改善事業により現在の形状となった農業用道路を向副東西2号線として市道認定するものであり、委員会はさきに現地に赴き調査の後、審査を行いました。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

以上、報告申し上げます。

○議長（中本正人君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第6号 市道路線の認定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。